

広島県道路メンテナンス会議 設立趣意書(案)

我が国の道路構造物等は、昭和30年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備されたため、例えば、10年後には建設後50年を経過する橋梁が4割以上にのぼると見込まれる等、今後、急速に老朽化していくことが確実である。このため、これらの補修や更新を行う必要性が急激に高まっていくと見込まれるが、国、地方ともに厳しい財政状況にある中、老朽化した道路施設の補修や更新に的確に対応していくことが、重要な課題となっている。

道路施設の維持管理・補修・更新を確実に進めるためには、国の管理施設はもとより、その大部分を占める地方公共団体の管理施設も含めてその実態を把握したうえで、施設の長寿命化も図りつつ計画的な補修・更新を行っていく必要がある。

そのためには、高速道路、都市高速道路、国道、県道、市町道のすべての道路管理者が情報を共有し、連携して対応していくことが効果的かつ効率的である。

このような状況の中、平成26年4月14日には、社会資本整備審議会道路分科会から『最後の警告』と題して、『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』がなされた。具体的な取り組みとして、「メンテナンスサイクルの確定（道路管理者の義務の明確化）」と「メンテナンスサイクルを回す仕組みの構築」の二本柱で本格的なメンテナンスサイクルを始動すべきと提言された。

前者について、道路法等の一部を改正する法律に合わせて省令・告示が改正され、平成26年7月から、道路管理者は、トンネル、橋梁等の点検を近接目視により5年に1回の頻度で行うこととされた。道路管理者はこの点検及び診断の結果に基づき、計画的に修繕を実施し、必要に応じ通行止め等の措置を行うこととなる。

本会議は、後者の取り組みの一つとして位置づけられた「道路メンテナンス会議」として、広島県内のトンネルや橋梁等の道路施設を計画的かつ効率的に維持管理・補修・更新等するために、道路管理者が相互に連絡調整し、また協力して情報の共有や発信を行うことにより、点検や修繕計画等の調整、技術基準類に対する理解、健全性の診断に関する研鑽、必要な技術的支援等を促進する等、道路施設の予防保全・老朽化対策を強化することを目的として、道路法28条の2の規程に基づき設置するものである。

平成26年6月30日